

一関市6次産業化・農商工連携開発事業費補助金募集要項【二次募集】

1. 制度の目的

- ・地域の農林水産物を活用した新たな付加価値を生み出すビジネスを創出することにより、地域産業の活性化を図ることを目的とします。

2. 補助対象者

- ・市内に事務所若しくは事業所を有し事業を営む者又は市内事業者により組織される団体又は市内に居住する個人であり、市税の滞納のないものとします。

3. 補助対象経費及び補助額

- ・補助金交付決定後から商品開発を行うもので、その商品開発に要する経費が対象となります。
- ・本補助金を活用して開発した加工品について、販売を開始した日の属する年度の翌年度までは、広報宣伝や商品改良に係る経費を補助対象として申請を行うことができます。
- ・補助金交付決定前に実施した商品開発に伴う経費については対象となりません。

対象事業	補助対象経費	補助率	限度額
加工品開発	一関市産の農林水産物を活用した加工品の開発及び販路開拓等に要する経費であって次に掲げるもの (1) 原材料費、機械装置等のレンタル、リース経費、外注加工費、試作開発費、検査分析費その他試作品開発に要する経費 (2) 調査研究費その他市場評価の実施に要する経費(旅費、調査委託費等を含む) (3) 広報宣伝費、展示会等出展費その他販路開拓に要する経費 (4) 共通経費等(直接人件費を除く。)	2分の1	50万円
加工施設 ・ 機械整備	一関市産の農林水産物を活用した加工品の開発に必要な加工施設及び機械等の整備に要する経費	3分の1	100万円

※広報宣伝費(チラシ印刷等)に係る経費を補助対象として計上した場合、2年度目以降に当該チラシの増刷や内容の修正及び変更の経費については対象外です。

※加工品開発において、補助対象者(市内事業者等)がすでに商品化している加工品の「素材及びデザインの変更」については、対象外です。

4. 連携する事業者名簿の提出

- ・市内グループで連携する場合は、代表事業者を除くすべての構成事業者を「構成事業者名簿(様式1別紙2)」に記載し、交付申請書に添付し提出します。

5. 一関市産の農林水産物の活用

- ・本補助事業では、一関市産の農林水産物を活用することが条件となっています。
- ・申請者は、連携する生産者（漁業者等を含む農林水産物の提供者）の記入・押印した「一関市産の農林水産物の供給に関する申告書（様式1別紙3）」を交付申請書に添付し提出します。

6. 補助事業の実施期間

- ・補助事業の実施期間は、補助金交付決定通知日から令和9年2月28日（日）までとします。
- ・補助事業実施期間内に事業を完了（経費の支払完了まで）するよう、事業の申請時期や進捗管理にはご留意願います。
- ・経費の支払いが完了した場合は、速やかに補助金請求書（様式第3号）及び事業実施報告書（様式第3号別紙）を提出願います。

7. 補助事業の交付決定

- ・補助事業の交付決定は、申請書類の内容を確認し、必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付が適当と認めた事業に対して、予算の範囲内で交付決定を行います。
- ・補助対象者のうち、申請が初めての認定新規就農者や認定農業者を優先いたします。
- ・令和5年度までに本補助事業の交付を受けた者の申請は、その事業の成果等を考慮し、交付決定を行います。

※必要に応じ事業内容の説明をお願いすることがあります。

※提出いただいた書類等は、返却いたしませんのでご了承ください。なお、書類等については、申請者の承諾なしに公開することはありません。

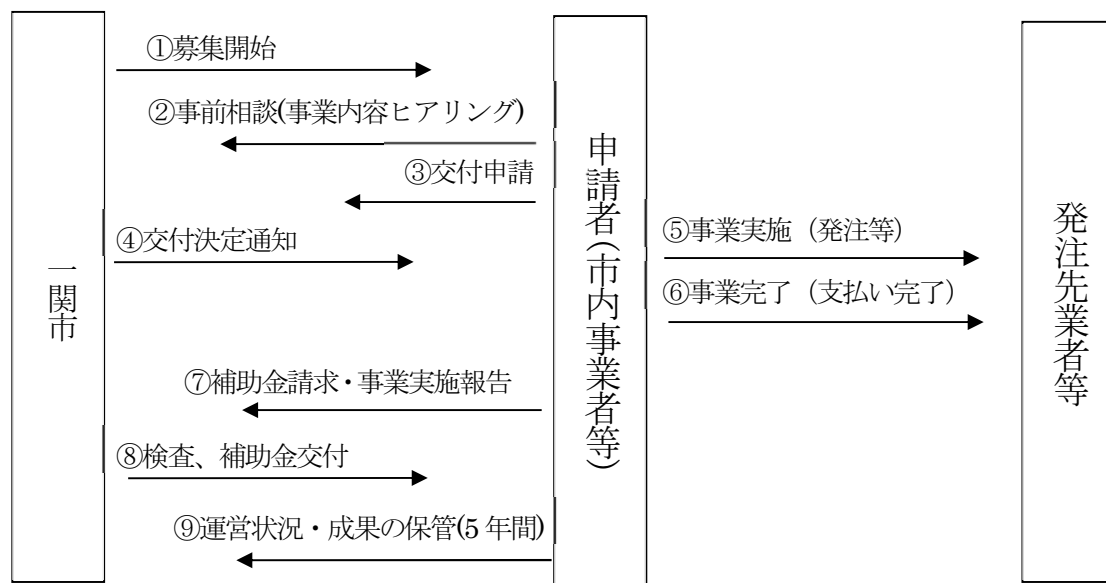
8. 採択件数

- ・採択件数は、加工品開発2件、加工施設・機械整備1件を予定しています。
- ただし、予算の上限額に達した時点で、受付を終了いたします。

9. 調査・運営状況報告

- ・補助事業の実施期間中、進捗状況等の調査を行うことがあります。
- ・補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から5年間、事業の状況や成果について確認する場合がありますので保管願います。

10. 事業の流れ



11. 今年度のスケジュール

①募集開始：令和8年10月30日（金）

②事前相談：申請しようとする方は、事前に内容をヒアリングし、確認させていただきます。

③交付申請：事前相談終了後～11月30日（月）まで

※申請書、添付書類（申請内容や金額、資金計画等）をご確認いただき提出をお願いいたします。

（申請書の押印は不要です。電子メールでの提出可）

④交付決定通知：申請書を受理後、内容を審査し、随時、交付決定を通知いたします。

⑤事業実施（発注等）：交付決定通知を受けてから、事業の着手をお願いします。

⑥事業完了（支払期限）：令和9年2月28日（日）までに事業の完了（事業に係る支払い含む）をお願いします。

⑦補助金請求及び事業実施報告：事業完了後、必要書類を添えて速やかに提出をお願いします。

※令和9年3月10日（水）までの期限となります。

⑧完了検査、補助金交付：補助金請求及び事業実施報告書の内容を審査し、必要に応じて現地にて完了検査を実施します。完了検査後、補助金を交付します。

⑨運営状況・成果の保管（5年間）：保管期間内で確認する場合があります。

12. 申請について

- (1) 申請期間 ~~第1期 令和8年5月29日(金)まで 終了~~
~~第2期 令和8年7月31日(金)まで 終了~~
~~第3期 令和8年9月30日(水)まで 終了~~
第4期 令和8年11月30日(金)まで

※ただし、予算額の上限に達した場合は受付を終了します。

※申請に際しては、必ず事前にご相談をお願いします。

- (2) 提出書類（交付要綱で規定された様式等によるもの）

- ① 補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書（別紙1）
- ③ 構成事業者名簿（別紙2）
- ④ 一関市産の農林水産物の供給に関する申告書（別紙3）

- (3) 添付書類（任意の様式によるもの）

- ① 対象経費の積算根拠書類（見積書等金額のわかるもの）
- ② 法人の現在事項全部証明書（個人事業主の場合は、営業証明書、それ以外の個人は事業を証明できる書類）
- ③ 市税の納付状況等に関する調査同意書（別紙）

※交付要綱第2条の規定により、市税に滞納がないことを確認する必要があることから納税証明書（写し）等の確認できる書類を提出いただくか、または、申請者の同意を得て、市が過去3年度分の納付状況を調査いたします。

- (4) 事前相談・提出先

一関市 農林部 生産流通課 地産地消・外商係

13. 留意事項

- ・同一事業、同一経費について、他の補助金との併用はできません。
- ・当該補助事業の交付決定者は、市の成果発表会への参加や事業紹介等に協力していただく場合があります。

14. お問い合わせ先

一関市 農林部 生産流通課 地産地消・外商係
〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号
電 話 0191-21-8317 / FAX 0191-21-4221
E-Mail seisanryutu@city.ichinoseki.iwate.jp

一関市6次産業化・農商工連携開発事業費補助金 Q&A

【事業開始について】

Q	何をもって事業実施(開始)とするのか。
A	<ul style="list-style-type: none"> ・機器整備や委託であれば、発注、売買契約の締結を指します。事業実施前に交付決定を受ける必要があります。
Q	補助金交付決定前に商品開発に着手している、あるいは、既に商品開発自体は終了しているものについて、例えば商品の改良のための取組や、開発終了後の広報宣伝費のみも補助対象となるか。
A	<ul style="list-style-type: none"> ・本補助金を活用して商品開発を実施したものについては、販売を開始した日の属する年度の翌年度までは、広報宣伝や商品改良に係る経費を対象経費として申請を行うことができます。この場合、新規商品開発ではなく、商品改良や新商品の広報宣伝を行う事業となりますので、今回の補助事業における成果の記載にご留意願います。 ・なお、事業の採択については、上記の事業内容と効果を審査し、その可否を判断します。

【一関市産の農林水産物の使用について】

Q	一関市産の農林水産物を使用することとあるが、加工品の原材料に入っていればよいのか。メインで使う必要があるのか。その割合は。
A	<ul style="list-style-type: none"> ・製造する加工品の主な原材料又は加工品を特徴付ける原材料が一関市産の農林水産物である必要があります。交付申請書類により、審査します。
Q	米など、一関市産のみを抽出できない農林水産物を使用する場合は補助金の対象とならないか。また、その場合の一関市産農林水産物の供給に関する申告書の記載方法は。
A	<ul style="list-style-type: none"> ・一関市産の農林水産物が確実に活用されており、一関市産農林水産物の供給に関する申告書を添付すれば、申請を行うことは可能です。ただし、事業内容の確認は、新商品開発による商工業の振興のほか、一関市内の農林水産業の活性化という視点からも行われるため、その原材料の使用による当市の農林水産業への影響について計画に記載があることが、審査においても重要な視点となります。 ・申告書へは、代表的な供給先を記載いただき、一関市産の農林水産物の含有割合を記載してください。 ・供給する生産物が農産物である場合、生産者は販売農家であること。

【機器整備について】

Q	機器整備を行うとする場合、申請段階で見積書は必要か。また、複数社から見積書を取得する必要があるか。
A	・見積書は必ず添付して下さい。また、見積書は、複数社から取得する必要はありませんが、市場価格よりも高い場合など、疑義が生じた場合は見積書の再取得をお願いする場合があります。
Q	機器整備について、既存設備の更新は対象となるか。
A	・基本的には対象外ですが、一関市産の農林水産物を活用した新製品の開発に機器の更新が必要である場合などは対象となりうる場合があります。交付申請書類を精査し、判断します。
Q	補助事業によって取得した機器を転売・レンタル・破棄等することは可能か。
A	<p>一関市補助金交付規則第 19 条により制限されています。</p> <p>【一関市補助金交付規則抜粋】</p> <p>(財産の処分の制限)</p> <p>第 19 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄しようとする場合は、市長の承認を受けなければならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に規定する耐用年数を経過した場合その他市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 不動産</p> <p>(2) 機械及び重要な器具で市長が指定するもの</p> <p>(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めて指定するもの</p> <p>2 市長は、前項の承認をするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すべきことを命ずることがある。</p>

【その他】

Q	他補助金との併用は不可とのことだが、例えば本補助金で開発した商品をAという展示会に出展し、その出展費用も補助金対象経費とした場合、同年度に同じ商品をBという展示会に出展し、この展示会出展経費を市の取引支援促進事業費補助金の対象経費として別に補助金申請することは可能か。
A	・それぞれの補助金において、対象となる事業及び経費が明確に分かれていれば可能です。
Q	補助対象経費に直接人件費は含まないとあるが、対象となる経費の考え方は。
A	<p>・直接人件費とは、補助事業等に直接従事する者の直接作業時間に対する給料その他手当のことを言い、新商品の開発を行った従業員に対する給与などは補助対象経費となりません。一方、広報宣伝のため、デザイナーに商品のパッケージデザインを依頼した場合などは、人件費でなく委託費として補助対象となります。</p> <p>・対象となる経費は、補助金交付申請者が事業期間内に支払った経費であり、支払ったことを証明する書類(領収書など)の写しを実績報告書に添付する必要があります。支払ったことを証明することができない経費については補助金の対象となりません。</p>
Q	対象者は市内に事業所を有する個人若しくは法人又はそれらの団体となっているが、本社が市外にある場合でも事業所が市内にあれば本補助金の交付対象となるか。
A	・補助対象となります。
Q	事業対象となる開発商品にはどのようなものがあるのか。
A	<p>【参考】開発商品テーマ事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元もち米を使用した加工品販売 ・一関市産のこんにゃく芋を用いた結びこんにゃくの開発 ・室根ピーマンを使ったピーマン茶の開発 ・藤沢産木材を活用した燻製チップの加工販売 ・牧場産小麦を活用した新たな加工品開発 ・大東の凍み大根といわて焼肉会館のコラボ！牛すじ凍み大根の開発 ・花泉産ピーツを原材料とする加工物の生産販売事業 ・地元産菜種を使用した商品開発 ・一関産ハーブを利用したエッセンシャルオイルの新規開発 ・一関市産木材を利用したスピーカーの新規開発・製造販売 ・一関市産野菜を活用したスイーツの開発・販売 ・自家産蜂蜜の採取 ・野菜の消費拡大 野菜を使用したドレッシングの開発 <p>※事業対象となる開発商品については、店舗販売、通信販売及びインターネット販売を行える商品となります。飲食店のみで提供するメニューやお弁当などの持ち帰りメニューの開発は、補助金の対象外となります。</p>

Q	過去の商品開発に使用した農林水産物を使用し、別の加工品開発を行う場合は、補助金の対象と ならないか。												
A	<div><div><div><div><div></div><div>・ 同一の農林水産物を使用し、新たな加工品の開発を行うことは、その使用する農林水産物の付 加価値を高め、地域産業の活性化につながると考えられますので、補助金の対象となります。</div></div><div><div></div><div>・ 同一事業者における、加工品開発の方法が過去の開発商品と同等もしくは類似している場合は、 補助金の対象にならないこともあります。交付申請書類により、個別具体的に判断します。</div></div></div></div><div>※同一事業者における開発商品の例</div><table><tr><td></td><td>今年度</td><td>昨年度</td><td>一昨年度</td></tr><tr><td>○補助対象になる事例</td><td>りんごチップ</td><td>りんご甘酒</td><td>りんごのお茶</td></tr><tr><td>×補助対象とならない事例</td><td>りんごジャム</td><td>いちごジャム</td><td>梅ジャム</td></tr></table></div>		今年度	昨年度	一昨年度	○補助対象になる事例	りんごチップ	りんご甘酒	りんごのお茶	×補助対象とならない事例	りんごジャム	いちごジャム	梅ジャム
	今年度	昨年度	一昨年度										
○補助対象になる事例	りんごチップ	りんご甘酒	りんごのお茶										
×補助対象とならない事例	りんごジャム	いちごジャム	梅ジャム										
Q	すでに商品化している加工品のパッケージデザインを一新したいと考えているが、その経費は補 助対象となるか。												
A	<div><div><div><div></div><div>・ 補助対象となりません。</div></div></div><div>本補助金は、一関市産の農林水産物を活用し、新たな加工品の開発に要する経費に対して補助 するものとなりますので、すでに商品化された加工品のパッケージの更新やチラシの刷新は補 助対象外です。</div></div>												